

専利権存続期間補償及び専利開放許諾に関連する行政不服審査事項に関する公告

(第 560 号)

改正された専利法及びその実施細則で新たに追加された専利権存続期間補償、専利開放許諾等重要制度の円滑な実施を保障するため、専利権存続期間補償及び専利開放許諾に関連する行政不服審査事項について以下のとおり公告し、2024年1月20日から施行する。

一、専利権者、関連する専利に権利侵害争訟が存在するか又はすでに関連する薬品を登録出願したことによる利害関係人は、国家知識産権局が専利法第四十二条第二、三項に基づき下した専利権存続期間の補償を与えるか否かに関する決定に対して不服がある場合、国家知識産権局に行政不服審査の申立てを行うことができる。

二、専利権者は、国家知識産権局が専利法第五十一条第二項に基づき下した専利開放許諾実施期間に専利料を減免するか否かに関する決定に対して不服がある場合、国家知識産権局に行政不服審査の申立てを行うことができる。国家知識産権局が下した専利開放許諾宣言を公告するか否かに関する決定は、行政不服審査の範囲に属さない。

ここに公告する。

国家知識産権局
2023年12月21日

出所：国家知識産権局ウェブサイト

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/21/art_527_189195.html?xxgkhide=1

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。